

にししわ歴史のさんぽ道概要

皆さんは志和(志芳庄)^{いにしえ}古(古い時代のこと)の歴史について考えたことがありますか？
志芳庄の歴史について、歴史学者のあいだでも記述文書も少なく、よく解らないといっています。

私は、天平時代、奈良時代、平安時代の朝廷、京都市歴史資料館、東寺の記述百合文書等を参考に、現地調査を行い、現在この地に残されている遺跡、文化財(建造物、仏像)地形、地名、屋号等の点と点を線でつなぎ、推測の域を脱しないがまとめてみました。

天平の古語る志芳庄

志和盆地は、中世に至るまで地形的に関川の堰が高く湖沼の状態であったと思われます。
したがって現在の馬宿八条方面に向かっては土石流の原野と湿地帯で、人の手が入ったのは、鎌倉時代以降といわれています。

西志和地区では、天平時代、奈良時代平安時代における条理地割の名残と思われる地名が六条、七条、八条のほか、東市、西市、南市、古市、^{じょうりちわり}北市、^{なごり}先市、中市、下市の地名が残っています。

この度、ふるさと里山を守る会が廃報恩寺周辺整備計画をするにあたり、東広島市教育委員会生涯学習部文化課文化財係の廃報恩寺釈迦堂釈迦如来像、二天(天部像)^{かぶとぞう}兜像調査依頼で、岡山大学大学院、社会文化科、学研究科、佐々木守俊准教授の調査結果によりますと、釈迦如来像制作年代は、平安時代(794~1192)に京都で製作された正統的な仏像、天部兜像については、さらに年代が^{さかのぼ}遡るとの調査結果がありました。

この結果により、下記のことを踏まえて志芳庄の調査をしたところ、国府街道沿い西市には100余の住居跡石垣が確認され、特に古市古地図によると300余の住居跡と思われる区画があります。

大宝元年(701)天武天皇(794)桓武天皇740年~745年聖武天皇の時代に大宝律令が施行され、土地と民は国家のものとされ、公地公民制を取り入れました。田んぼや土地は条里地割制(耕地区画法)がひかれ、現在もその関係の条理地割地名が残っていると思われます。

その頃、国名は安芸の国、郡は賀茂郡、庄は志芳庄となり、冠庄・奥屋庄・別府庄、堀庄字が一条から八条、別名地が宮地、東村、西村等があります。この条里制は、墾田の割り振りに必要で条理地割地区は現在の志和町奥屋地区から別府地区志和西地区までに割り振ったものと思われます。

その頃、この地区は公地公民の制度から言って、当時の朝廷所領、東寺所領で他者が無断で墾田をする事は許されませんでした。

朝廷ではこれらの地区を管理するため、東広島市西条吉行に「国分尼寺」を設置のちに、現在の安芸郡府中町に「安芸国府埃宮」、国司(朝廷から送られた政務官)を置き、奥屋庄一条(上条)には、郡司(徴税、班田収授等行う役人)を置いた重要拠点と思われます。

志芳庄の文献は乏しく解らないことが多いが、1069年、後三条天皇が延久の荘園整理令をだし、寺社が大量に収得した墾田を朝廷領として取り返しました。

(東寺百号文書による)安芸国後三条院新勅旨田、志芳庄とあり朝廷領地が志芳庄一条から八条までであったと思われます。

1126年~1189年(平安時代後期)後白河天皇皇后宮(上西門院)の新勅旨田となる。

その後、源氏が平家を倒し1185年鎌倉時代、鎌倉幕府、が政治を行う時代となり、志芳庄東村、二歩、三歩等は、(真言宗総本山)東寺荘園新勅旨田となりました。

1280年頃、天野氏は鎌倉時代から室町時代にかけて志芳庄東村、西村の地頭となりました。

1333年建武の新政で鎌倉時代の終焉1336年~1573年、室町時代となり後醍醐天皇の朝廷政治が戻り一条から八条の朝廷領地は続いたものと思われます。

しかし、応仁の乱(1467)以降戦国時代に突入し、朝廷領地は、戦国大名等により押領、剥ぎ取られ、1580年安土桃山時代となり太公地検により荘園制度は終焉となりました。